

感染対策のための指針

医療法人社団 湘風会

当事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

1. 感染対策に関する基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護福祉サービス支援の提供を図ることができるように、感染対策マニュアル、法人規定及び社会的規範を遵守するとともに、当事業所における適切な感染対策の取り組みを行います。

2. 感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 『感染対策委員会』を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策を整備する体制の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危険から守ることを目的とした『感染対策指針』を整備する。
また、『日常支援にかかる感染管理』として、以下の項目定める。
 - a) 利用者の健康管理
 - b) 職員の健康管理
 - c) 標準的な感染予防策（スタンダードプリコーション）
 - d) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の『研修』（含む入職時）を定期的に実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対策を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以

上の『訓練』を定期的に実施する。

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し『指針の更新』を行う。

（2）発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下『感染事例等』という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルに従い、直ちに『発生状況の把握』に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、『感染拡大の防止』として、以下、の防止策を実施する。
- a) 生活空間・動線の区分分け（ゾーニング・コホーティング）
 - b) 消毒
 - c) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - d) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、管理者と協議の上、 以下の『医療機関や保健所、行政関係機関との連携』を速やかに行う。
- a) 医療機関：名称・連絡先
 - b) 保健所：名称・連絡先
 - c) 指定権者：担当部署名称・連絡先
 - d) 協力医療機関：名所・連絡先 など
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上以下の『関係者への連絡』を速やかに行う。
- a) 法人内：役職・連絡先
 - b) 利用者家族：氏名・連絡先

当事業所の感染対策の指針は、利用者及び家族等が閲覧できるようホームページ等で公表する。

附則

本方針は、2023年2月1日から施工する。